

# 教育訓練休暇給付金について

令和7年10月から「教育訓練休暇給付金」が創設されました。  
今回は教育訓練休暇給付金の概要について、ご紹介させていただきます。

- 労働者が自発的に、教育訓練に専念するために仕事から離れる場合に、その訓練期間中の生活費を支援する仕組みがない。
- 労働者の主体的な能力開発をより一層支援する観点からは、離職者等を含め、労働者が生活費等への不安なく教育訓練に専念できるようにする必要がある

上記のような課題に対して見直しが行われ、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金が創設されました。

## 教育訓練休暇給付金

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

教育訓練休暇給付金は、雇用保険の一般被保険者である従業員が、労働協約や就業規則等に定められた社内制度に基づき、教育訓練を受けるために30日以上連続した無給の休暇を取得した場合に給付を受けられる制度です。

### ～制度の概要～

| 教育訓練休暇給付金 |                                                                 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|
| 対象者       | ・雇用保険被保険者                                                       |
| 支給要件      | ・教育訓練のための休暇（無給）を取得すること。<br>・被保険者期間が5年以上あること。                    |
| 給付内容      | ・離職した場合に支給される基本手当の額と同じ。<br>・給付日数は、被保険者期間に応じて90日、120日、150日のいずれか。 |

#### (1) 支給要件

- ・休暇開始前**2年間に12か月以上**の被保険者期間があること  
(原則、11日以上勤務実態がある月が被保険者期間として算定の対象になります)
- ・休暇開始前に**5年以上**、雇用保険に加入していた期間があること  
(離職期間等がある場合であっても、一定の要件に合致すれば加入期間を通算できます)
- ・業務命令によらず、就業規則等に基づき教育訓練を受けるための無給の休暇を取得していること

#### (2) 給付日数・給付日額等

雇用保険の加入期間に応じて給付日数が異なります。

給付日額は、原則休暇開始前6か月の賃金日額に応じて算定されます（失業給付の算定方法と同じです）。

##### <給付日数>

|        |           |            |       |
|--------|-----------|------------|-------|
| 加入期間   | 5年以上10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |
| 所定給付日数 | 90日       | 120日       | 150日  |

#### (3) 注意事項

教育訓練休暇給付金を受給した場合、原則として、一定期間は失業給付等の雇用保険制度に基づく給付金を受給できません（ただし、教育訓練給付金の支給要件期間には影響しません）。

教育訓練休暇の取得に当たっては、事業主の承認・手続が必要になりますので、教育訓練休暇の取得にあたっては、事業主の方とよくご相談ください。

- ※ 教育訓練休暇給付金の支給に関しては、別途詳細な要件がありますので、住居所を管轄するハローワークまでお問い合わせの上、ご確認ください。